

## 令和4年度第3回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和4年12月20日（火） 午後1：30～2：30 山梨県水産技術センター 会議室
議 事		<p>諮問事項</p> <p style="margin-left: 20px;">1 共同漁業権（東京都内共第十五号）の免許の内容等の事前決定に関する諮問</p> <p>協議事項</p> <p style="margin-left: 20px;">1 ワカサギの採捕禁止にかかる委員会指示</p> <p style="margin-left: 20px;">2 遊漁料金の算定基準の見直しについて</p> <p style="margin-left: 20px;">3 目標増殖量について</p> <p>報告事項</p> <p style="margin-left: 20px;">1 レイクトラウトの取り扱いに関する委員会指示について</p> <p style="margin-left: 20px;">2 三倍体魚の取扱について</p>
出 席 者	委 員	宮崎会長、古菅委員、千野委員、三浦委員、兩宮委員、古屋委員、湯本委員 計7名
	事 務 局	伊藤事務局次長（食糧花き水産課 課長補佐）、河野書記（食糧花き水産課課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、中江書記（食糧花き水産課 主任）
	オブザーバー	水産技術センター 近藤所長
	傍聴者	3名

### 委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名

#### 4. 議題

##### 【諮問事項】

##### ○共同漁業権（東京都内共第十五号）の免許の内容等の事前決定に関する諮問

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議の内容>

- ・山梨県と東京都の県境を流れる小袖川（丹波川の支流）における共同漁業権の免許等に対する東京都からの諮問に対する答申について。

<事務局案>

- ・小袖川における共同漁業権免許の内容等について、異議なしとして答申することとしたい。

（事務局案の理由）

- ・免許内容が前回と相違ないこと、免許期間中の両漁協によるトラブルもないこと、小袖川周辺の社会情勢などの変化も見られないこと、また、関係地区にある漁協間での合意がされていること等から異議なしとする。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

（委員）

監視はするのか。

（事務局）

禁漁区域であり監視の権限はないが、両者で監視すると合意しているので、監視する。

（委員）

報告してもらおうということか。

（事務局）

そうだ。

（委員）

これは問題ないということによいか。

（事務局）

過去、一度も問題になったことはない。

（会長）

平成15年からずっと続き変わらない。お認めいただきたい。

（全委員）

異議なし。

- 「共同漁業権（東京都内共第十五号）の免許の内容等の事前決定に関する諮問」については、事務局案のとおり答申することが決定された。

##### 【協議事項】

##### ○ワカサギの採捕禁止にかかる委員会指示

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議の内容>

- ・河口湖流入河川（奥川、寺川）における、ワカサギ及びその卵の採捕禁止の指示について。

<事務局案>

- ・ワカサギの産卵遡上が予想される河口湖流入河川（奥川、寺川）において、ワカサギ及びその卵の採捕を禁止する委員会指示を発出することとしたい。

（事務局案の理由）

- ・平成23年から、毎年、ワカサギの産卵遡上期に、奥川でのワカサギ（卵含む）の採捕を禁止する委員会指示を行い、平成28年からは寺川を追加している。
- ・奥川では令和4年も2月から5月までの間にワカサギの遡上が見られ、自然産卵が確認され、また、寺川においても自然産卵が確認されている。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

（会長）

毎年やっていることで、資源を保持するということでは重要なこと、認めていただきたい。

（全委員）

異議なし。

- 「ワカサギの採捕禁止にかかる委員会指示」については、事務局案のとおり指示を行うことが決定された。

## ○遊漁料金の算定基準の見直しについて

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議の内容>

- ・遊漁料金の算定基準の見直しについて

<事務局案>

- ・遊漁料金を変更する際は、現在の内規で妥当性を判断したうえで、個別の事情を勘案することとしたい。

（事務局案の理由）

- ・遊漁者数の減少や放流種苗の値上がりなど漁協を取り巻く環境が変化しているため、県の内規も、様々な状況を加味し総合的に判断する必要がある。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

（委員）

関東甲信越で極端に遊漁料金が安いところが3県、その3県のうちの 하나가山梨県。時代に即していないという感覚を持っている。遊漁料を極端に値上げすることは、あまり好ましくないが、近県と比較しても、現在の山梨県の料金体制はアユ以外の日釣り券で、山梨県は1,000円が多く、中には1,200円があるが、ほとんど1,000円。

それに対して、近隣の都県は、安くても、アユ以外の日釣り券が1, 500円、2, 000円が多い。大幅な開きは好ましくないと思っている。他県から比較して極端に安いということは、それだけの価値がないのかということに言及されることもある。それだけではなく、県内の各漁協、増殖事業を努力して一生懸命やってる。山梨県の漁協、河川漁協が12、湖沼漁協が5、養殖漁協が1、やはり、好循環を生むには妥当な金額で遊漁料を設定して、利用者にもご理解いただく中で、漁協経営が安定して、県内の養殖業者も妥当な価格になる、そういう一貫した流れで、好循環を我々は考えていかなければならないと思っている。

そういう中で、遊漁料金算定基準の見直しに着手したということは、我々にとっても、ありがたいことで、前向きに理解しているが、内容で、従来の計算式により目安となる基準額を算出した上で、とあり、従来の計算式がちょっときつ過ぎるので、現在、山梨県下の漁協が値上げを考えていても、県から、基準に合っていないため値上げができないということになっているので、この計算式を踏襲するのは疑問がある。

もちろん基準が必要であるが、近隣の都県から比較しても、特段の格差がない妥当性ということであれば、あまり厳しい縛りを目安とすると、これからの動きにも影響してくるのではないかと思う。この見直しについては、県の対応を評価するが、できたら、この意見をもう少し考えていただきたい。

(会長)

前回の漁協さんからの要望もあり、事務局で対応したかと思うが、基準額はどうかという話で、いかがか。

(事務局)

全部を撤廃するのではなく、今までこの計算式を用いていたので、この計算式があるから認めないのではなく、参考として算出するとしている。

(会長)

この基準額というのは実際数字で出るものだが、他は、組合員行使料の差とか、経営状況とか、管理に関わる費用とか、いくらだったら上げて良いという具体的な数字がない。それだったら、遊漁料を自由に上げられるという話になってしまうような気がする。一応、基準額を設けて、それから余りにも逸脱しない、高くならないような状況で、見ていただきたいという意味なのではないかと思うが。

(委員)

この内容はわかる。基準額を撤廃しろということではなく、現行の計算式が、厳し過ぎるから、それぞれの漁協で、若干の値上げをしたいとお願いしても、現在の計算式ではそれはできない、となるので。算定基準を取り入れるなら、計算式については、もう少し弾力的な考えを入れた計算式にさせていただければありがたいと思い、大筋は、反対しているわけではない。基準額を設けるのは、いいことだと思っている。

(会長)

計算式を新たに作ってしまうと、今までのようにそれに絶対従わなければいけないが、基準額を出すだけで、それではほかのことも鑑みて総合的に判断するというのは、もっとゆるい決まりのような気がする。計算式を新たに作ってそれを絶対守りなさいという方が、良いということか。

(委員)

そういうことでなく、現在の計算式が厳し過ぎるから値上げができないということなので、その計算式をそのまま残しておくのはどうかなあと思っている。会長が言われるように、あくまでそれを基礎材料として、総合的に勘案して柔軟に受けるということなので、大筋はこれでいいと思うが、計算式を残すが、それだけに固執して、ほかは判断材料にしないということではないから、それはそれでよいが。適正価格の範囲内の値上げが、漁協からあがったときに、適正な客観性のある妥当な額だったら認めてもらえるということに落ち着けば、何の問題もない。

今までと同様、あまりにも厳しくて、真面目にやってる漁協がお願いしても、例えば、500円の値上げ、近隣のところから比べると、500円値上げしてもまだ500円安いという段階のお願いでも、現在は駄目となる。これからは、ここに書いてある文言どおり、あくまで計算方式があって基準額を出すのであればよいが、それに固執すると、結局最終的な妥当性のある判断に結びつかないと懸念する。

(会長)

以前は、ずっと式で縛られてたいが、これは基準値として出すだけで算定式に縛られていないので、むしろ緩くなったというニュアンスが強いと思う。今、古菅委員が言われたことが、事務局がすごく理解して、僕ら川で遊ぶ者にとっては安ければ安いほうが良いが、それで漁協が諸経費が上がってやっつけなければどうしようもないので、基準値は出すけれど、どのくらい経費がかかっているか、組合の行使料がどれくらいか、そういうことを全部判断して、認めてくださいってことなので。

(委員)

会長が補足してくれているが、最終的に、漁協のお願いする無理のない範囲だったら認めてもらう方向で、担当者が変わっても、そういう方向性が県にされれば、何の問題もない。

(会長)

どれくらいあげるかという値段の問題は、やはり最終的にはここで話があるのか。

(事務局)

そうだ。

遊漁規則の変更の認可なので、最終的には漁場管理委員会の諮問答申が入る。この諮問答申にかかる前の県の判断として今までガチガチの計算式を持ってたところを、このように融通をきかせられるような、縛られない算出方法で、事務局がそのための説明資料を作るが、妥当であるということをご提示して認めていただければ、基準額に縛られることなく認可されるという仕組みづくりを考えていこうとしている。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。最終的に、無理のないお願いであれば、OKが出してもらえそうな方向性にいけばありがたい。

(事務局)

補足で、当然のことだが、際限なく、ここまで上げたいというのをすべて認めるとい

う方向ではなく、その辺を総合的に判断し、あと1点、遊漁料は、法律にも書いてあるが、釣り人からとってみれば、遊漁料は自分たちの釣るための資源をふやしてもらう経費なので、その部分、遊漁料を上げる場合には、増殖もしっかりしていただきたいということもしっかり伝える。

(委員)

行使料というのは何か。組合員の負担額として、賦課金と行使料、どちらも書いてあるが。賦課金と行使料とは。

(委員)

行使料は、例えば網をかけるときなど、特別なものなので、組合員からお金をもらう。

(事務局)

行使料は、組合員が漁業をするため、一般の方の遊漁料にあたる。

(会長)

であれば、他県では、負担額としているので、組合員負担額とした方がよいか。

事務局は関係者に周知をお願いします。

(全委員)

異議なし。

- 「遊漁料金の算定基準の見直しについて」については、事務局案のとおりとすることが決定された。

## ○目標増殖量について

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議内容>

- ・漁協に示す令和5年度の目標増殖量について。

<事務局案>

- ・次により、漁協に通知し目標増殖量を示すことしたい。

漁業権の対象となっているすべての魚種（オオクチバスは除く）それぞれについて、以下の条件のア、イのいずれかを満たすこと。

ア、免許申請時の増殖計画に示された金額の60%以上が放流魚苗費等に充当されていること。

イ、平成28年から令和2年までの5年間の放流魚苗費等のうち、最大、最小の2ヶ年分を除いた、3ヶ年の平均値の60%以上の金額が放流魚苗費等に充当されていること。

(事務局案の理由)

- ・水産庁による技術的助言により、漁協が増殖を怠っているかどうかの判断基準とするために、知事が「免許時の増殖指針」を公表するとともに、委員会が「毎年度の目標増殖量等」を定め漁業権者に示すこととされ、平成25年度から毎年、漁業権者に目標増殖量を示している。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

毎年、やっていることであり、昔はなかったが、やらざるを得ないということで、事務局は通知をお願いします。

(全委員)

異議なし。

- 「目標増殖量について」については、事務局案のとおりとすることが決定された。

## 【報告事項】

### ○レイクトラウトの取り扱いに関する委員会指示について

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

- ・本栖湖において、レイクトラウトが確認された。
- ・本栖湖の漁業被害の拡大防止、他湖沼への拡散の未然防止の観点から、緊急性が高いため、書面決議によりレイクトラウトの取り扱いに関する委員会指示の発出が決定し、12月15日に県公報に登載された。
- ・今後、水産技術センターにおいて、実態調査と駆除及び啓発事業を実施する。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

情報をいただき、証拠がつかめて、対応ができた。また、委員には、短い期間であったが、すべて賛成と返信をいただき、感謝する。

私は、西湖に入るのが一番危ないと思っていて、もし西湖にあやしいのがいたなど、すぐに情報いただけるようお願いする。

### ○三倍体魚の取扱について

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

- ・「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止を受け、県では、県内の三倍体魚生産者及び漁協へ、三倍体魚等の適切な管理及び利用を求める通知を発出する。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

県の方で早速、検討していただきこのような運びになったことは、ありがたいことと感謝申し上げます。

(会長)

水産庁が前は縛りを入れていた。それを廃止する、そうなる何をやってもいいのかというそうではなく、山梨県では甲斐サーモンや富士の介、三倍体魚あるので、気をつけましょうという対応、そういう対応を考えていただいたことはありがたい。

## 5. その他

### ○ブラウントラウトに関する情報提供（委員）

（委員）

笛吹川水系の琴川の下流域だと思うが、6月下旬から7月上旬にかけて、ブラウントラウトが確認されたと、釣り人の報告があった。大きさは30センチぐらいと思うが。

（委員）

事務局は知っているのか。

（事務局）

単独で1匹だけか。

（委員）

そうだ。

（委員）

情報提供感謝する。

（オブザーバー）

琴川の下流域か。

（委員）

多分そうだと思うが、確定ではない。

（事務局）

金川では、以前から釣れているが、それとは別ということで良いか。

（委員）

はい。

（委員）

金川では駆除しているのか。

（事務局）

漁協が駆除して、水産技術センターが技術指導というかたちで一時期駆除していた。

（委員）

はびこってしまうと完全駆除は難しい。

（オブザーバー）

そうだ。

（委員）

早期に手が打てればありがたいと思うが。

（オブザーバー）

引き続き情報をお願いする。

このブラウンもだが、最終的には現物を見て確認した上でやっていく。

（委員）

詳しいことがわかったら情報提供する。

（委員）

琴川ということは、かなり上流か。

(委員)

ダムの高さは、1,400メートルくらいか。

(事務局)

街中までおりてくると、水がほとんどなくなるので、琴川ということであれば、上かと思う。

(会長)

非常にありがたい、情報感謝する。

## ○レイクトラウトについて（オブザーバー）

(オブザーバー)

レイクトラウトについては、当センターにおいても、実際に本栖湖にどれだけいるのか、どこにいるのか、今月から早速調査を始め、効率的な駆除を行っていきたいので、皆さんにもご協力をお願いします。

あわせて、委員会の指示で、放流、持ち出し、リリースの禁止を設定し、ホームページ等で周知を行っていくが、看板の作成や、チラシの配布などでも周知を行っていく。チラシについては、委員の皆さんも配布の協力をお願いします。

よその湖への流出、特に西湖となると、貴重なクニマスがあるので、情報があつたら、速やかに当センターの方に連絡をお願いします。

## 6. 閉会